

別添4の2

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. 衛生証明書の発行申請前に必要となる手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合（食品輸出計画書の提出）

申請者は、別紙様式31に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下、「衛生証明書発行機関」という）宛てに提出すること。

ア 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

イ 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

ウ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合（NACCSの利用登録）

NACCSの利用に当たり、申請者は、輸出入・港湾関係情報処理センター株式会社との利用契約（利用申込）の手続を行うこと。

※ NACCS掲示板（輸出証明書等発給申請業務）

<http://www.naccscenter.com/system/etcdoc/yushutushoumei.html>

2. 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メール又はNACCSに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合、1.（1）の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。